

道では、道民の皆さまの利便性の向上や負担軽減の観点から、道税に関する手続を見直し、原則「押印を廃止」しました。

このため、今後道へ提出いただく申告書や申請書などは、押印が不要となります。

押印廃止の対象となるのは？

道税に関する申告書、申請書、届出書、請求書等です。
なお、一部の様式は、引き続き押印が必要となります。

【押印が必要な主な書類】

- ・「担保提供書」などの実印の押印・印鑑証明書の添付が必要な様式
- ・「預金口座振替依頼書」などの銀行届出印の押印が必要な様式
- ・「納税管理人申告書」などの連名での署名・押印が必要な様式 など

いつから廃止されましたか？

令和3年(2021年)4月1日以降、道へ提出いただく分から廃止しました。

押印欄のある様式を使用することは可能ですか？

押印欄のある様式も引き続きご使用いただくことは可能ですが、押印は不要です。

押印をした申告書等は提出できますか？

押印のある申告書等もこれまでどおり受け付けますので、そのまま提出してください。



北海道

その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

詳しくは、道税ホームページご覧いただくか、最寄りの総合振興局・振興局・道税事務所へお問い合わせください。

【道税ホームページ】

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/topics/o_haishi.html